

要 求 書 (解雇者ノ方)

- 一 解雇者ニ對シテ手當三ヶ月以上支給スルコト
- 一 残留技工ニ對シテ日給手當從前一變更ヲテ事
- 一 今回解雇ニ當ル見習技工及尙不會社内ニテ
- 作業中不具者トナリタル大澤幸作氏ニ絶對
- 復職セシムルコト
- 一 残留見習技工本人ニ對シテ罰則又ハ不都合ナ
- キ時ハ絶對解雇ハテヤコト
- 右四ヶ條違反者之レヲ要求ス
- 右違反ハ委員ニ立レテ委任ス

委員 田中春吉 (印)

森田益次 (印)

打元貞三 (印)

要 求 條 件 (残留職工ノ方)

- 一 後前通りノ待遇 (其ノ全額) ニテ今後三ヶ年
- 間繼續ニテ使雇サルコト
- 一 若シ遠中解雇ナル、場合ハ二週間以前ニ通
- 知カレ、コト
- 一 解雇、瑞合ハ必ス三ヶ月以上ノ日給額ヲ支給
- スルコト
- 一 今般解僱カレタル技工ニハ三ヶ月以上ノ日
- 給額ナルハ、支給サル、様ナレバシ
- 尙ホ大澤幸作ノ件ハ復職又ハ不具者ニアツ
- キ手當ヲ御支給カレ度矣
- 右要求條件提出ニ付絶對犠牲者ヲ出サハル事
- 右要求條件提出ス也